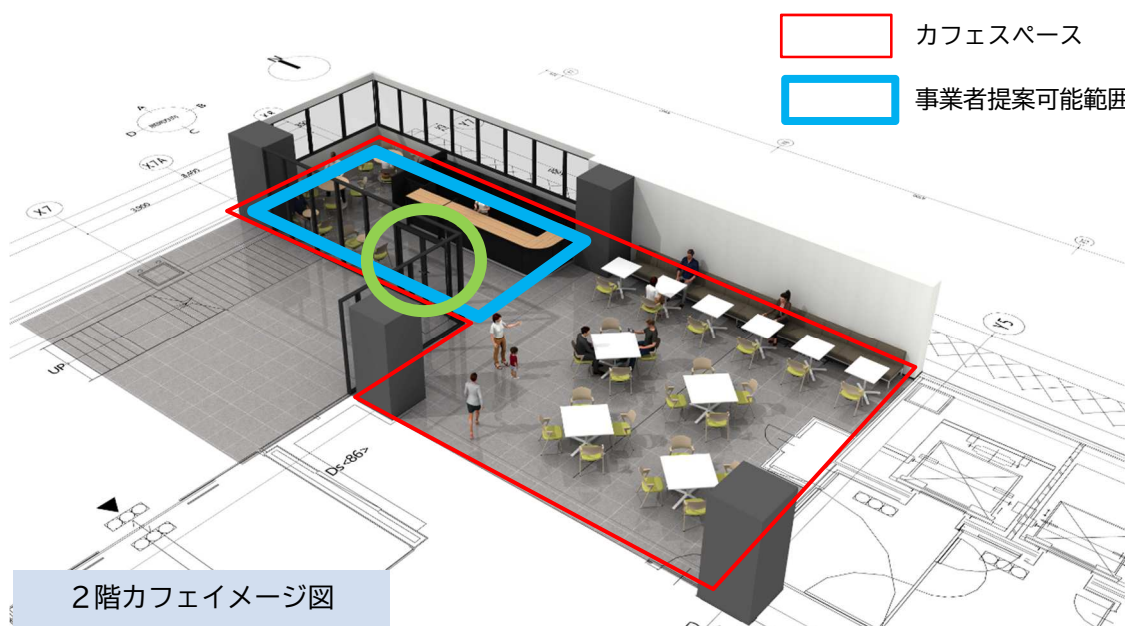


【新庁舎2階カフェについて】



1. 2階カフェの提案の範囲

「2階カフェイメージ図」の水色の枠で囲った範囲（約 44.74 m²）を最大の範囲とし、カフェの提案をすること。当該スペースの他に倉庫等を貸し出すことは出来ないため、必要であれば、バックヤード等を設けた提案とすること。

提案面積に客席部分は含まないものとする。

レイアウト決定後に岡山市と協議の上、事業者負担により建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に定める避難安全検証を行う必要がある可能性がある。

また、新庁舎全体が建築基準法に定める仮使用認定を受け使用開始となるため、カフェ整備の内容によっては仮使用認定の変更に関する手続きが必要となる可能性がある。

2. 引き渡しについて

「2階カフェイメージ図」はあくまでもイメージ図である。引き渡しは、待合ひろばと同じ床や壁の仕上げのみで、カウンター等のカフェ設備は設置されていない。

3. 2階カフェ客席部分について

カフェスペース内（事業者提案範囲を除いた部分）に、客席としても使用できるテーブル、椅子やソファを設置予定である。

これらの客席部分はカフェ利用者だけでなく、市民や職員が自由に利用することができる。また、臨時窓口スペースとして利用されることもある。

客席部分のカフェ使用料は徴収しないが、日々の清掃はカフェ事業者が実施するものとする。

4. 扉について

図中緑の丸で囲っている扉は、位置や大きさを変更することは出来ない。

庁舎外と面しているが2期工事中は閉鎖しており、一般的な通用口としては利用不可である。2期工事終了後も、荷物や壁でふさぐことなく、常に通行できる状態としておく必要がある。